

業務名： 奈良公園移動円滑化支援事業（主プロ）（駐車場予約システム）

●企業の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		点数			
	判断基準		内訳	小計	合計	
企業の経験及び能力	専門性・実績等	専門能力 業務執行能力①	平成18年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務の実績を次のとおり評価する。 同種業務：「駐車場予約システムの保守」又は、「駐車場予約システムの運営」 ①同種業務の実績がある ②上記①以外	①10 ②0	10	28
		専門能力 業務執行能力②	平成18年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務の実績を次のとおり評価する。 同種業務：「駐車場予約システムの開発」又は、「駐車場予約システムの更新」 ①同種業務の実績がある ②上記①以外	①6 ②0	6	
		情報収集力 地域精通度	平成18年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。 ①奈良市内における業務実績あり（※1） ②奈良県内における業務実績あり ③上記①②以外	①6 ②3 ③0	6	
	公契約条例における社会的な価値	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無	平成26年1月17日以降、本業務における公告日の前日までの、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無について、次のとおり評価する。 ①登録あり ②登録なし	①2 ②0	2	
		障害者の雇用の状況	平成28年6月1日現在の障害者の雇用の状況について、次のとおり評価する。 <評価A：法定事業者（常用雇用労働者50人以上）の場合> ①障害者雇用状況報告書⑪欄が3%以上 ②障害者雇用状況報告書⑫欄が0 ③障害者雇用状況報告書⑫欄に数値がある <評価B：その他事業者（常用雇用労働者50人未満）の場合> ①障害者雇用あり ②－ ③障害者雇用なし	①2 ②1 ③0	2	
		保護観察等雇用者の状況	平成27年4月1日以降、本業務における公告日の前日までの保護観察対象者等の雇用の有無及び公告日前日までの協力雇用主の登録の有無について、次のとおり評価する。（※2） ①保護観察対象者等の雇用あり ②保護観察対象者等の雇用はないが、協力雇用主の登録あり ③上記①②以外	①2 ②0.2 ③0	2	

※1 奈良市内とは、現在の奈良市域とする。

※2 保護観察対象者等とは、保護観察の対象者及び更正緊急保護の対象者をいう。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		点数		
	評価項目	判断基準	評価点	小計	合計
実施方針・実施フローなど	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	4	14
	実施手順	実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
		工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
	その他	実施体制が本業務の目的に合致し、充実した体制になっている場合に優位に評価する。		6	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		点数		
	評価項目	判断基準	評価点	小計	合計
評価テーマに関する提案 (※3)	評価テーマ1 「駐車場予約システムの運用」及び「駐車場予約システムの保守」について	①奈良公園周辺の駐車場という地域特性や既存の予約システムの内容を理解した運用方法についての着眼点が、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	6	20
		②駐車場予約システムにおいて想定されるトラブル等の対応方法についての着眼点が、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		14	
	評価テーマ2 「駐車場予約システムの更新」及び「駐車場予約システム利用促進の検討」について	①（仮称）登大路バスターミナルの運用が加わることに伴った運用計画を検討する上での着眼点が、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。ただし、下記評価テーマ2②の内容（システム更新についての着眼点）は除く。 ②上記評価テーマ2①を踏まえたシステム更新についての着眼点が、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。ただし、上記評価テーマ2①の内容（運用計画を検討する上での着眼点）は除く。 ③無予約バスへの対応を検討する上での着眼点が、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	12	38
		12			
		14			

※3 プロポーザルは調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出及び業務内で検討し決定する具体的な内容について提案を求めるものではありません。なお、これに逸脱する内容を含む技術提案書については、提案を減点又は無効とする場合があります。

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			—	
合計					100

※※の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。